

# 第18回北斗市農業委員会総会議事録

令和2年 8月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和2年 8月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 1階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	出席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 事 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第5号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

## 第18回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和2年 8月27日 午後 1時30分

- |       |  |         |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について                             |         |
| 日程第 2 | 会期の決定について                                  |         |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について                         | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地法第5条の規定による届出について                         | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて                      | (報告第3号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について                            | (議案第1号) |
| 日程第 7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について            | (議案第2号) |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第3号) |
| 日程第 9 | 農地移動適正化あっせんの申出について                         | (議案第4号) |
| 日程第10 | 土地の現況証明調査委員の指名について                         | (議案第5号) |

## 第18回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和2年 8月27日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第1号	農地法第3条の規定による届出について	会長	報告済	2件
2	報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	会長	報告済	1件
3	報告第3号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1件
4	議案第1号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	5件
5	議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	1件
6	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	1件
7	議案第4号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	2件
8	議案第5号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

# 第18回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>それでは、総会に当たりまして、私のほうから、2カ月ほど代わっていただきまして、頑張りますと言って、ハウスから、脚立の上から落ちまして、左腕の腱板を切断しまして、急遽、函病で手術をしまして、2カ月間の腕の休養期間がありまして、左腕はまだ肩までは使えていない状態でございます。腰をかばうつもりが、脚立の上から落ちて左肩を打ちまして、骨折したのかなと思ったら腱板が切れたというふうな、どっちにしても、何にも農作業ができないような状態で、やはり農業というのは難しいものだなとしみじみ感じます。皆さんも、お体には十分注意をして仕事していただきたいと思います。また、天気も大分回復いたしまして、暑い日々が続いております。農作業等では、十分に水分補給などをして熱中症対策をしていただきたいと思います。水田のほうは、大分順調なようございまして、畑のほうも皆さんから順調というようなことで。一昨日、<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">個人名</span>さんのトマトの収穫がNHKで映っていましたが、キュウリのほうも順調に上磯のほうでは出荷されているということで、天気と値段とのバランスがちょうどいい具合だというふうに聞いております。そんなことで、長い間お休みをいただきまして本当に申し訳ございません。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本日は、報告3件、議案5件であります。 御審議のほどよろしく願い申し上げまして、簡単ですが総会に当たりましての御挨拶といたします。 それでは、事務局長よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。 本日は、全委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしく願いいたします。</p>
<p>日程第1 議 長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。  日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号10番吉田勝幸委員、議席番号13番椀澤健一委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議 長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありません</p>

	<p>か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
議長	
日程第3 議長	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては新函館北斗駅より北東側の農地でございます。番号2につきましては北海道パークレット工業より北側の農地、自宅付近などの農地でございます。この届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みとします。</p>
議長	
日程第4 議長	<p>日程第4 報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第7号の規定により農業委員会に届け出ることとなっております。</p>

	<p>本件に関しましては大郷寺より西側の農地で、一般住宅建築のため転用の届け出があったものでありまして、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みとします。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、令和2年3月にあっせんの申出がされておりましたが、先月の総会において、第3条の規定による許可申請議案が可決されたことから取り下げるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みとします。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、椋澤健一委員より報告をお願いいたします。</p>
椋澤委員	<p>それでは、現況証明の報告をさせていただきます。</p>



	<p>調査年月日、令和2年8月12日。調査委員といたしまして、山本正人委員、佐々木敬子委員、笠原勝幸委員と私、事務方2人の6人で調査をしてまいりました。</p> <p>1番目、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span>さんの土地でございます。本郷2丁目106-3、本郷3丁目100-2及び100-3は、申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定いたします。本郷2丁目108-2，111-1は申請のとおり畑として利用されており、農地（畑）として認定してまいりました。2番目、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span>さんの土地でございます。当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。3番目、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span>さんの土地でございます。当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定いたしました。4番目、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span>さんの土地でございます。当該地は申請のとおり山林化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定いたします。5番目、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人名</span>さんの土地でございます。当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定してまいりました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>1番に関して、これ田んぼになっているんですけど、そうしたら、当然、改良区の賦課金を納めていることになりますよね。ところが、今回の現況調査でもって農地採草放牧地以外となったら、これちょっとおかしいことになるんじゃない。改良区も取れなくなるんじゃない、賦課金。これは、どういうふうなことになるんですか。</p>
議 長	<p>10番吉田委員。</p>
吉田委員	<p>もしこれで田んぼ以外の地目になったら、本人が改良区に行って申請して、10年分の賦課金を一括納めて、公簿が田んぼ以外ということになりますので、その心配には当たらないと思います。</p>
議 長	<p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>それは、調査する前に本人が10年分払って、こういうことだから田んぼを辞めますというのであれば、それはわかりますけれども、後から…、（「逆なの」と呼ぶ者あり） そうなの…。</p>
議 長	<p>事務局、大森係長。</p>
大森係長	<p>賦課金に関しては、証明がない状態で先に払ってしまって、例えば田んぼとしか認められないとなった場合、払い損になります。払い損というか、そもそも払う必要がないので。あくまでも、証明後に改良区のほうで、その証明をもって10年分を払ってもらって精</p>

	算するという流れになっていますので、山田委員さんが恐れているようなことはないかと思います。
議 長	5 番時田委員。
時田委員	ちょっと確認で。この場所ですが、水無川よりも茂辺地・当別側なのかな。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたら、改良区の水が行ってないね。
議 長	事務局、大森係長。
大森係長	この土地に関して言えば、改良区の賦課金がかかっていないと思います。
議 長	5 番時田委員。
時田委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ通知されておりますので問題ないと考えられます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とい

	<p>たします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、大原牧場より西側の農地ではありますが、引き続き5年の期間を設定し賃貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号1につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号7番山本正人委員、補助委員として島津清美推進委員を。番号2につきましては、議席番号1番澤田亨委員、議席番号6番加藤隆委員、補助委員として加藤美智子推進委員を指名することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第5号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。

議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号3番岡村栄士委員、議席番号6番加藤隆委員、議席番号12番山田長政委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、第18回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、御苦勞様でございました。

(午後 1時52分 閉会)

会長(議長) 和田勝雄

署名委員 吉田勝幸

〃 梶澤健一